

加古川市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号。以下「法」という。）第44条及び加古川市国民健康保険条例施行規則（平成7年3月31日規則第18号。以下「規則」という。）第4条の規定による、一部負担金の減免及び徴収猶予に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実収入月額 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護の要否判定に用いられる収入認定額をいう。
- (2) 基準額 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する生活扶助、住宅扶助、教育扶助の各基準を用いて算出した額（以下「基準生活費」という。）に1,000分の1,155（平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間については885分の990、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間については870分の990とする。）を乗じて得た額をいう。
- (3) 一部負担金所要見込額 被保険者が療養の給付を受けている保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に対し、1ヶ月に支払うと見込まれる一部負担金の額（複数の保険医療機関等からの療養の給付を受けている場合は、その合算額）をいう。

(適用除外)

第3条 生活保護法の適用を受けることができる者については、この要領は適用しない。

(減免等の要件)

第4条 一部負担金の減免等を受けようとする被保険者の属する世帯（以下「対象世帯」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすことを要する。ただし、市長が特に一部負担金の減免等を必要と認める場合は、この限りではない。

- (1) 対象世帯に属する被保険者の疾病又は負傷の療養に要する見込み期間が、3ヶ月を超えないこと。
- (2) 対象世帯に属する者が、利用し得る資産のすべてについて活用を図っていること。
- (3) 対象世帯に属する者のうち労働能力を有する者がすべて就労していること。

(減免等の算定等)

第5条 規則第4条各号に該当する場合における減免等については、次に定めるところによる。

- (1) 実収入月額が基準額以下の世帯に属する被保険者については、一部負担金の支払を免除する。
- (2) 実収入月額が基準額を超え、基準生活費の130%以下の世帯に属する被保険者については、次の表の左欄に掲げる一部負担金減額基準率の区分に応じ、一部負担金の額

に同表右欄に掲げる割合を乗じて得た額を減額する。

一部負担金減額基準率	一部負担金減額割合
40%未満	20%
40%以上60%未満	40%
60%以上80%未満	60%
80%以上	80%

備考 一部負担金減額基準率は、次の算式により算出する。

$$D = \frac{A - (B - C)}{A} \times 100$$

Aは、一部負担金所要見込額

Bは、実収入月額

Cは、基準額

Dは、一部負担金減額基準率（少数点以下第2位を四捨五入）

(3) 実収入月額が、基準生活費の130%を超え、かつ、基準生活費と一部負担金所要見込額との合計額未満となる世帯であつて、次のいずれかに該当するものに属する被保険者については、保険医療機関等に対する支払いに代えて、一部負担金を直接徴収することとし、その徴収を猶予する。

ア 将来において資力が回復し、一部負担金の徴収の見込みがある世帯。

イ アに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める世帯。

2 前項の規定による計算により円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(減免の期間)

第6条 一部負担金の減免の期間は、申請日の属する月から起算して3ヶ月を限度として行なうものとする。ただし、同一の疾病又は負傷につき、最初の申請日の属する月から起算して1年の間に3ヶ月を超えて減免することはできない。なお、減免の期間の最終日が月の途中のときは、当該期間の最終日はその日の属する月の月末とする。

(徴収猶予の期間)

第7条 徴収猶予は、申請日の属する月から起算して3ヶ月分の一部負担金を限度として、6ヶ月以内の期限を限って行うものとする。

(申請)

第8条 一部負担金の減免等の措置を受けようとする世帯の世帯主は、規則第4条第2項に規定する「国民健康保険一部負担金（減額・免除・徴収猶予）申請書」（様式第1号）により市長に提出しなければならない。

2 規則第4条第2項に規定するその理由を証明する書類とは、次に掲げるものとする。

(1) 生活状況申告書（様式第2号）

(2) 同意書（様式第3号）

- (3) 給与証明書(様式第4号)
- (4) 家賃・地代等証明書(様式第5号)
- (5) 失業・廃業が確認できる証明書
- (6) 官公庁が発行する災害証明書
- (7) その他申請理由を証明する資料

3 市長は、申請書及び前項の書類を受理したときは、その内容を審査し、必要と認めるときは法第113条及び113条の2の規定に基づき、世帯主及び世帯員に対して文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、質問を行なうことができる。又は、金融機関その他の関係機関に必要な書類の閲覧又は提供を求めることができる。審査において、世帯主及び世帯員が非協力的等で、事実確認が困難なときは、その申請を不承認とすることができる。

(通知)

第9条 市長は、減免等の申請却下を決定したときは、規則第5条第1項に規定する「国民健康保険一部負担金(減額・免除・徴収猶予)却下通知書」(様式第6号)により通知するものとする。

(証明書の交付)

第10条 市長は、減免等の申請承認を決定したときは、規則第5条第1項の規定による「国民健康保険一部負担金(減額・免除・徴収猶予)証明書」(様式第7号)を交付するものとする。

2 前項の証明書は1ヶ月ごとに発行する。

(証明書の提示)

第11条 前条第1項の証明書の交付を受けた世帯主又はその世帯に属する被保険者が保険医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該証明書を当該保険医療機関等に提出しなければならない。

(減免等の取消し)

第12条 市長は、減免等の決定を受けた減免等対象者が、資力その他の事情の変化により減免等を受けることが不適切であると認められるに至った場合においては、当該事情の変化があったとき以後の期間について当該決定を取り消すものとする。

2 市長は、減免等の決定を受けた減免等対象者が、虚偽の申請その他不正な行為により減免等の決定を受けたことが明らかとなったときは、当該決定を取り消すものとする。この場合において、減免等により支払を免れた額または徴収を猶予された額を一時に徴収するものとする。

附 則

この要領は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前の第8条第1項に規定する申請を行った者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前の第8条第1項に規定する申請を行った者については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年11月27日 加保第2726号)

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前の第8条第1項に規定する申請を行った者については、なお従前の例による。